

新 旧 対 照 表

新

高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）
実施要領

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和5年4月1日付け文部科学省通知）に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。

第2章 専攻科支援金（通常）

第2条 （略）

（支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（次章において支給の対象となる者を除く。以下「受給権者」という。）とする。

旧

高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）
事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。

第2条 （略）

（支給の対象）

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として様式1の2別紙に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者

(5) (略)

2～4 (略)

第4条～第14条 (略)

第3章 専攻科支援金（家計急変）

(目的)

第15条 高等学校等専攻科に通う生徒のうち、生計維持者の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に該当し、専攻科支援金の受給資格を有すると認定を受けた者に対し、専攻科支援金を支給することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第16条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下

(1) ～ (3) (略)

(4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者

(5) (略)

2～4 (略)

第4条～第14条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

「特例受給権者」という。）とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等専攻科を修了していない者

(3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

(4) 前章において受給資格認定された者のうち、別表第1に掲げる区分2の支給額を受給している者又は所得制限により受給資格認定されなかった者であって、国が定める家計急変事由に該当し、家計急変事由発生後の生計維持者の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者

(5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 特例受給権者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、原則として、それぞれ当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。

(1) 退学・停学（3月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項各号に該当しないことの確認を行ったうえで、様式25による個人

対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の個人対象要件証明書の提出期限は、教育委員会が別途定めることとする。

(受給資格の認定)

第17条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式3又は3の2により学校長に通知するものとする。

4 1次審査において、認定となった生徒は、生計維持者の課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長に提出しなければならない。

5 学校長は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があつ

(新設)

たときは、生徒の専攻科支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式3により学校長に通知するものとする。

7 学校長は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は5により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

第18条 特例受給権者は、生計維持者の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式30又は30の2による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

(新設)

2 学校長は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき様式11による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式7又は様式12により学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9又は様式29により生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第19条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日

(新設)

までに様式1の2による収入状況届出書に生計維持者の課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類（以下この条において「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長に提出しなければならない。ただし、当該所得判定に係る書類を第17条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、生計維持者について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を学校長に提出しなければならない。ただし、既に変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。

3 学校長は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式12により当該学校長に通知するものとする。

5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差止めることができる。

6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式13により学校長に通知するものとする。

7 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様

式14により生徒に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第20条 第17条第4項に規定する申請並びに第19条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(その他)

第21条 支給の期間及び額、専攻科支援金の代理受領、受給資格の消滅、授業料額の変更、支給の差止め、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条から第14条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

第4章 その他

(支給決定の通知)

第22条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式27及び様式29により学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学

(新設)

(新設)

(支給決定の通知)

第15条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式27及び様式29により学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等

校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

(新設)

別表第1（第4条、第16条、第21条関係）

対象世帯	生計維持者の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

- 1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額。家計急変事由が発生した生計維持者の算定基準額は、家計急変事由発生後の収入状況により算出した課税標準額に相当する額。）に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。

2～4 （略）

別表第1（第4条関係）

対象世帯	生計維持者の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

- 1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。

2～4 （略）

様式 1 (表面) (略)

様式 1 (裏面) (略)

様式 1 (表面) (略)

様式 1 (裏面) (略)

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。

ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。

ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 生計維持者とは、
①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ハ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢に達して父母の親権に服さなくな

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。

ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。

ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 生計維持者とは、
①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ハ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢に達して父母の親権に服さなくな

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「成年年齢に達する日以前の日に生徒の保護者であった者」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)③又は④のうちいずれかに該当するものを選択してください。

へ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

へ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「令和4年度の専攻科支援金の支給については、「成年年齢に達する日以前の日に生徒の保護者であった者」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)③又は④のうちいずれかに該当するものを選択してください。

へ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

へ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式1の2 (表面)

様式1の2

年 月 日										
高知県教育委員会 様										
高等学校等専攻科修学支援金										
<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書 (初回時) 高等学校等専攻科修学支援金(以下、「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。										
<input type="checkbox"/> 収入状況届出書 (2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、生計維持者の収入の状況に関する事項について、届け出ます。										
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)										
◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。										
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。										
<input type="checkbox"/> この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。										
(以下の空欄に生徒本人が署名してください。生計維持者による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生徒の氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 5%;">名</td> </tr> </table>	ふりがな				生徒の氏名	姓		名		
ふりがな										
生徒の氏名	姓		名							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">生徒の生年月日</td> <td style="width: 10%;">昭和 平成</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> </table>	生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日					
生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">生徒の住所</td> <td style="width: 10%;">〒</td> <td style="width: 30%;">都道 府県</td> <td style="width: 45%;">市区 町村</td> </tr> </table>	生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村						
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">生計維持者の電話番号</td> <td style="width: 10%;">電話番号</td> <td style="width: 10%;">()</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>生徒が在学する 学校の名称</td> <td></td> <td>学年</td> <td>年次</td> <td></td> </tr> </table>	生計維持者の電話番号	電話番号	()	-		生徒が在学する 学校の名称		学年	年次	
生計維持者の電話番号	電話番号	()	-							
生徒が在学する 学校の名称		学年	年次							
【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間</td> <td style="width: 20%;">学校名 立 (修業年限: 年)</td> <td style="width: 20%;">~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日</td> <td style="width: 45%;">学校の種類・課程・学科</td> </tr> </table>	①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科						
①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科							
◆過去に別の高等学校等専攻科に在学したことがない場合、□にレ印を付けてください。										
<input type="checkbox"/> 過去の高等学校等専攻科の在学期間がないため、②に記入はありません。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間</td> <td style="width: 20%;">学校名 立 (修業年限: 年)</td> <td style="width: 20%;">~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日</td> <td style="width: 45%;">学校の種類・課程・学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校名 立 (修業年限: 年)</td> <td>~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日</td> <td>学校の種類・課程・学科</td> </tr> </table>	②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科		学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科		
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科							
	学校名 立 (修業年限: 年)	~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科							
<small>※次のいずれかに該当する者は専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。 ・高等学校等専攻科を修了した者 ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた者 (ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。)</small>										

(新設)

様式1の2 (裏面)

(新設)

【2. 生計維持者の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。)における生計維持者の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から④までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) 次の生計維持者の課税証明書等を添付します。

① **父母2名分**
18歳となる日の前日において親権者 (両親) が2人存在する場合

② **父母1名分 (ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。)**
18歳となる日の前日において親権者が1名存在する場合 (満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又は④のいずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> ア	父母の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ **生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分**
父母が存在しない場合 等

④ **生徒本人**
父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

記入上の注意
2のホ参照

(3) 課税証明書等を添付する生計維持者の氏名及び生徒との続柄 (家計急変事由 (特例事由) に該当する場合は、口にレ印を付した上で、3及び4に回答してください。)

なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する		

氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 家計急変事由に該当する		

※生計維持者や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・生計維持者に変更があった場合 (離婚・死別・養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の変更決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更等)

【3. 家計急変事由について】

生計維持者の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の口にレ印を付した生計維持者について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

生計維持者の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の口にレ印を付した生計維持者について、申請手引きを参照し、ア～ウについて「年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/> 家計急変が生じた生計維持者の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。
<input type="checkbox"/> この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入してください。)

様式1の2 (別紙)

(新設)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
- ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- 例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢に達して父母の親権に服さなくな

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「成年年齢に達する日以前の日に生徒の保護者であった者」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

ハ【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ニ【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合がございます。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)③又は④のうちいずれかに該当するものを選択してください。

ホ【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含まれません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)

様式3の2

文 書 番 号
令和 年 月 日

高知県立〇〇高等学校長 様

高知県教育委員会

高等学校等専攻科修学支援金（家計急変支援制度）の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等専攻科修学支援金（家計急変支援制度）の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。
ついては、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式3の2 (別添2)

家計急変支援制度 (一次審査) 認定生徒一覧

国公私	学校種・課程等		
学校名			支給開始年月

通し番号	生徒氏名	生年月日	備 考
計	名		

(新設)

様式 5

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定について

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。
※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、専攻科支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等専攻科修学支援金担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 5

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定について

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件を満たさないため。
※課税情報の更新等により、所得要件を満たすこととなる場合には、専攻科支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等専攻科修学支援金担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 1 1

高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等		支給開始年月				
	〇〇高等学校専攻科		R2.7				
校生番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯 の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計							

- (注)
- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
 - 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(通信制)」、「③中等教育学校専攻科(後期課程)」、「④特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を「」文字分空けること。
 - 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
 - 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
 - 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給権者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
 - 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給開始月) ** (西暦下2ケタ)** (支給終了月)」とすること。

様式 1 1

高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出者一覧

国公私	学校種・課程等		支給開始年月				
	〇〇高等学校専攻科		R2.7				
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯 の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
20-001-0001-1001	文科 太郎	9,900円	0円	非課税世帯	9,900円	2007-2106	
20-001-0001-1002	文科 二郎	9,900円	0円	所得制限	-	-	
20-001-0001-1003	文科 三郎	9,900円	0円	差止	-	-	課税証明書未提出
計	3名				9,900円		

- (注)
- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
 - 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(通信制)」、「③中等教育学校専攻科(後期課程)」、「④特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を「」文字分空けること。
 - 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
 - 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
 - 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給権者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
 - 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ)** (支給開始月) ** (西暦下2ケタ)** (支給終了月)」とすること。

様式 2 0

高等学校等専攻科修学支援金支給再開申出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給再開年月		備考			
学校名	〇〇高等学校専攻科		R2.10				
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯 の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備考
20-001-0001-1001	文科 太郎	9,900円	0円	非課税世帯	9,900円	2010-2106	
計	1名				9,900円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(支給権者に限る。)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 2 0

高等学校等専攻科修学支援金支給再開申出者一覧

国公私	学校種・課程等	支給再開年月		備考			
学校名	〇〇高等学校専攻科		R2.10				
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯 の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備考
20-001-0001-1001	文科 太郎	9,900円	0円	非課税世帯	9,900円	2010-2106	
計	1名				9,900円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る。)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 27

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等専攻科修学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高知県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記
()

1 支給決定額 _____ 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()	7月分 ()	8月分 ()	9月分 ()
10月分 ()	11月分 ()	12月分 ()	1月分 ()	2月分 ()	3月分 ()
4月分 ()	5月分 ()	6月分 ()			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や生計維持者の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や生計維持者変更等）により、変更となる場合があります。この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科修学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、生計維持者がお住まいの都道府県にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、生計維持者の住所がある都道府県から支給されます。）。

様式 27

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等専攻科修学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高知県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

記

1 支給決定額 _____ 0 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科修学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

様式 29

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等専攻科修学支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高知県が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

- 1 既支給決定額 _____ 円
()
- 2 変更支給決定額 _____ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や生計維持者の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や生計維持者変更等）により、変更となる場合があります。

この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

様式 29

文 書 番 号
年 月 日

〇〇高等学校専攻科
文科 太郎 様

高知県立〇〇高等学校
学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等専攻科修学支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高知県が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

- 1 既支給決定額 _____ 円
- 2 変更支給決定額 _____ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。

この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

様式30 (家計急変支援が終了となる場合)

(新設)

殿		年 月 日
高等学校等専攻科修学支援金の収入回復届出書		
家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。		
(次の事項を必ず確認の上、口にし印を付けてください。)		
<input type="checkbox"/> この届出書の記載内容は、事実と相違ありません。		
(注) 生計維持者による代筆も可能です。		
生徒	ふりがな	
	氏名	姓 名
	住所	都道府県 市区町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立 学校の種類・課程・学科：
	学校の所在地	都道府県 市区町村
	学校設置者の名称	
	収入回復月 (当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金は支給されません)	年 月
収入回復月の生計維持者の状況について、収入状況届出書(様式1)を併せて提出してください。 収入回復月には、「高等学校等専攻科修学支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を 基に、該当する専攻科支援金の支給月を記入します。 本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制 度としての支援は終了となります。これにより当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金は支給され ません。なお、前年の課税情報によっては通常の専攻科支援金が支給される場合があります。		
※印の欄は、学校設置者において記入してください。		
※学校受付日 年 月 日		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 30 の 2 (家計急変支援の支給区分が変更となる場合)

殿		年 月 日
<p>高等学校等専攻科修学支援金の収入回復届出書</p> <p>家計急変者の収入状況が回復し、支給区分が変更となることとなったことを届け出ます。</p> <p>(次の事項を必ず確認の上、口にし印を付けてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> この届出書の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 生計維持者による代筆も可能です。</p>		
生徒	ふりがな	
	氏名	姓 名
	住所	都道 市区 府県 町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立 学校の種類・課程・学科：
	学校の所在地	都道 市区 府県 町村
	学校設置者の名称	
	収入回復月 (当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金の支給区分が変更されます)	年 月

収入回復月の生計維持者の状況について、収入状況届出書(様式1)を併せて提出してください。
 収入回復月には、「高等学校等専攻科修学支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を基に、該当する専攻科支援金の支給月を記入します。
 本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で支給区分が変更となることとなり、家計急変支援制度としての専攻科支援金の支給区分が変更されます。これにより当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金は区分2相当の額が支給されます。なお、前年の課税情報によっては通常の専攻科支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)